

(災害対策基本法施行令の一部改正)

第四条 災害対策基本法施行令(昭和三十七年政令第二百八十八号)の一部を次のように改正する。

第十八条第八項中「初任給調整手当」の下に「、同法第十条の四第一項の専門スタッフ職調整手当」を加える。

(職員の兼業の許可に関する政令の一部改正)
第五条 職員の兼業の許可に関する政令(昭和四十一年政令第十五号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号ヨを同号タとし、同号カの次に次のように加える。

ヨ 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員

附 則

この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

内閣総理大臣 福田 康夫
総務大臣 増田 寛也

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十年三月二十六日

内閣総理大臣 福田 康夫

政令第六十八号

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)第二十四条第一項、消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第三十六条の三第一項(同条第三項において準用する場合を含む)並びに水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第六条の二第一項及び第四十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令(昭和三十一年政令第三百三十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「二百円(非常勤消防団員等に扶養親族でない第一号に掲げる者がある場合にあつてはそのうち一人については二百十七円)」を「二百十七円(「ない場合にあつては」を「ない場合にあつては」に改める。

附 則

1 この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

2 改正後の第二条第三項の規定は、この政令の施行の日以後に支給すべき事由の生じた損害補償(傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金を除く。以下この項において同じ)並びに平成二十年四月分以後の月分の傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同年三月分以前の月分の傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金については、なお従前の例による。

総務大臣 増田 寛也
国土交通大臣 冬柴 鐵三
内閣総理大臣 福田 康夫

消費生活用製品安全法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十年三月二十六日

内閣総理大臣 福田 康夫

政令第六十九号

消費生活用製品安全法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、消費生活用製品安全法の一部を改正する法律(平成十九年法律第十七号)附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

消費生活用製品安全法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十一年四月一日とする。

農林水産大臣 若林 正俊
経済産業大臣 甘利 明
国土交通大臣 冬柴 鐵三
内閣総理大臣 福田 康夫

消費生活用製品安全法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十年三月二十六日

内閣総理大臣 福田 康夫

政令第七十号

消費生活用製品安全法施行令の一部を改正する政令

内閣は、消費生活用製品安全法の一部を改正する法律(平成十九年法律第十七号)の施行に伴い、並びに消費生活用製品安全法(昭和四十八年法律第三十一号)第二条第二項及び第四項、第四十条第一項並びに第五十三条から第五十七条までの規定に基づき、この政令を制定する。

消費生活用製品安全法施行令(昭和四十九年政令第四十八号)の一部を次のように改正する。

第十六条中「別表第三」を「別表第四」に改め、同条を第十七条とする。

第十五条第六項を同条第八項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6 法第三十二条の二の規定に基づく経済産業大臣の権限は、特定製造事業者等の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする。

7 法第三十二条の十六及び第三十二条の二十の規定に基づく経済産業大臣の権限は、特定製造事業者等の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする。ただし、経済産業大臣が自らの権限を行うことを妨げない。

第十五条を第十六条とする。
第十四条中「される事務」の下に「(特定保守製品取引事業者に関するものを除く。)」を加え、同条を第十五条とする。
第十三条第一項中「(行う者)」の下に「又は特定保守製品取引事業者」を加え、同条を第十四条とする。

第十二条第一項中「法第三十九条第一項」を「及び法第三十九条第一項」に改め、「法第四十条第一項の規定による報告の徴収、法第四十一条第一項の規定による立入検査に関する事項及び法第五十二条第一項の規定による申出の受理に関する事項」を削り、「除く。」の下に「及び法第五十四条第一項第四号に定める事項(法第三十二条の六第一項の規定による報告及び同条第二項の規定による公表並びに法第三十二条の二十一第一項の規定による情報の収集に関する事項を除く。)」を加え、同条第六項中「第四条第一号ロ」を「第五条第一号ロ」に、「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「法第三十九条第一項」を「及び法第三十九条第一項」に改め、同項を同条第七項とし、同

第三十九条第一項」に改め、「法第四十条第一項の規定による報告の徴収、法第四十一条第一項の規定による立入検査に関する事項及び法第五十二条第一項の規定による申出の受理に関する事項」を削り、「除く。」の下に「及び法第五十四条第一項第四号に定める事項(法第三十二条の六第一項の規定による報告及び同条第二項の規定による公表並びに法第三十二条の二十一第一項の規定による情報の収集に関する事項を除く。)」を加え、同条第六項とし、同条第三項中「(行う者)」の下に「又は特定保守製品取引事業者」を加え、同条を第十四条とする。

一 当該報告の徴収、立入検査及び申出の受理に係る消費生活用製品の製造、輸入又は販売の事業を行う者については、それぞれその消費生活用製品の製造、輸入又は販売の事業を所管する大臣に改め、同項に次の各号を加える。

二 当該報告の徴収、立入検査及び申出の受理に係る特定保守製品取引事業者については、当該特定保守製品取引事業者の事業を所管する大臣

第十二条第三項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。
5 法第四十条第二項の規定による報告の徴収及び法第四十一条第二項の規定による立入検査に関する事項についての主務大臣は、経済産業大臣とする。

第十二条第二項中「第三十三条」を「第三十二条の二十一第一項の規定による情報の収集に関する事項、法第三十三条」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
2 法第三十二条の六第一項の規定による報告及び同条第二項の規定による公表についての主務大臣は、当該特定保守製品取引事業者が行う事業を所管する大臣とする。

第十二条を第十三条とする。
第十一条第一項中「特定製品」の下に「及び特定保守製品」を加え、同条第二項中「が特定製品」の下に「(特定保守製品を除く。以下この項において同じ。)」を加え、同条第三項中「が消費生活用製品」の下に「(特定保守製品を除く。以下この項において同じ。)」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

第三十九条第一項」に改め、「法第四十条第一項の規定による報告の徴収、法第四十一条第一項の規定による立入検査に関する事項及び法第五十二条第一項の規定による申出の受理に関する事項」を削り、「除く。」の下に「及び法第五十四条第一項第四号に定める事項(法第三十二条の六第一項の規定による報告及び同条第二項の規定による公表並びに法第三十二条の二十一第一項の規定による情報の収集に関する事項を除く。)」を加え、同条第六項とし、同条第三項中「(行う者)」の下に「又は特定保守製品取引事業者」を加え、同条を第十四条とする。